（毎週火・金曜日発行）

県章

山形県公報

令和６年10月11日（金）

号　外（23）

目　　次

条　　例

○一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例……（人　事　課）…３
○山形県事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例……（市 町 村 課）…７

この号で公布された条例のあらまし

◇　一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例　（県条例第62号）　（人事課）

１　一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

(1) 任命権者は、職員等を次に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員等を任期を定めて採用することができることとした。（改正後の第２条の２第１項関係）

イ　一定の期間内に終了することが見込まれる業務

ロ　一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

(2) 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員等以外の職員等を(1)のイ又はロに掲げる業務に係る職に任用する場合において、職員等を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員等を任期を定めて採用することができることとした。（改正後の第２条の２第２項関係）

(3) 任命権者は、短時間勤務職員を(1)のイ又はロに掲げる業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができることとした。（改正後の第２条の３第１項関係）

(4) 任命権者は、住民に対して職員等により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができることとした。（改正後の第２条の３第２項関係）

(5) 任命権者は、職員等が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員等の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができることとした。（改正後の第２条の３第３項関係）

イ　修学部分休業又は高齢者部分休業の承認

ロ　介護休暇の承認

ハ　育児のための部分休業の承認

(6) 特に３年を超える任期を定める必要がある場合として条例で定める場合は、(1)のイに掲

げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により(1)～(5)により任期を定めて採用された職員等又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で、任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とすることとした。（改正後の第２条の４関係）

(7) 任命権者は、(1)～(5)により任期を定めて採用された職員等又は短時間勤務職員の任期が３年（(6) の場合にあっては、５年。以下同じ。）に満たない場合にあっては、採用した日から３年を超えない範囲内において、あらかじめ当該職員等又は短時間勤務職員の同意を得て、その任期を更新することができることとした。（改正後の第３条第２項関係）

(8) (3)～(5)により任期を定めて採用された短時間勤務職員（企業職員及び単純な労務に雇用される職員を除く。）について、次に掲げる条例の特例を設けることとした。（改正後の第７条及び第９条～第11条関係）

イ　山形県職員等の給与に関する条例

ロ　職員の勤務時間に関する条例

ハ　職員の休日及び休暇に関する条例

ニ　山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例において準用する場合を含む。）

(9) (3)～(5)により任期を定めて採用された企業職員について、次に掲げる条例の特例を設けることとした。（改正後の第８条関係）

イ　山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例

ロ　山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例

２　山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正

１の(5)により任期を定めて採用された職員等を育児休業をすることができない職員等とすることとした。（改正後の第２条第６号関係）

◇　山形県事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例　（県条例第63号）　（市町村課）

１　建築基準法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

２　この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和６年法律第53号）附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

条　　例

一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和６年10月11日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

山形県条例第62号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第１条　一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年３月県条例第６号）の一部を次のように改正する。

第１条中「並びに第７条第１項」を「、第４条、第５条、第６条第２項並びに第７条第１項及び第２項」に、「給与の」を「給与等の」に改める。

第２条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（任期を定めた採用）」を付し、同条の次に次の３条を加える。

第２条の２　任命権者は、職員等を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員等を任期を定めて採用することができる。

(1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

(2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

２　任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員等以外の職員等を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員等を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員等を任期を定めて採用することができる。

第２条の３　任命権者は、地方公務員法第22条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員等（以下「短時間勤務職員」という。）を前条第１項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

２　任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員等により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

３　任命権者は、前２項の規定によるほか、職員等が次に掲げる承認（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第３条第４号に規定する職員（以下「企業職員」という。）及び地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員（以下これらを「企業職員等」という。）にあっては、当該承認に相当する承認）を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員等の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 地方公務員法第26条の２第１項又は第26条の３第１項の規定による承認

(2) 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和26年12月県条例第64号。以下「職員休日休暇条例」という。）第９条の２第１項又は山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第93号。以下「県立学校職員勤務時間等条例」という。）第16条の２第１項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条

例（昭和27年12月県条例第94号。以下「市町村立学校職員勤務時間等条例」という。）第２条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する介護休暇の承認

(3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第19条第１項の規定による承認

（任期の特例）

第２条の４　法第６条第２項に規定する条例で定める場合は、第２条の２第１項第１号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条各項又は前条各項の規定により任期を定めて採用された職員等又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で、第２条の２各項又は前条各項の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。

第３条中「前条各項」を「第２条各項」に改め、同条に次の１項を加える。

２　任命権者は、第２条の２各項又は第２条の３各項の規定により任期を定めて採用された職員等又は短時間勤務職員の任期が３年（前条に規定する場合にあっては、５年。以下この項において同じ。）に満たない場合にあっては、採用した日から３年を超えない範囲内において、あらかじめ当該職員等又は短時間勤務職員の同意を得て、その任期を更新することができる。

第４条第１項中「地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第３条第４号に規定する職員（以下「企業職員」という。）」を「企業職員」に改める。

第７条を第12条とし、第６条の次に次の５条を加える。

第７条　第２条の３各項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（企業職員等を除く。以下「任期付短時間勤務職員」という。）に対する給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第５条第３項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年３月県条例第６号。以下「任期付職員条例」という。）第９条の規定により読み替えられた職員の勤務時間に関する条例（昭和26年10月県条例第44号）第２条第２項又は任期付職員条例第11条の規定により読み替えられた山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第93号）第３条第２項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第94号）第２条において準用する場合を含む。）の規定により定められたその者の勤務時間を職員の勤務時間に関する条例第２条第１項又は山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第３条第１項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第２条において準用する場合を含む。）に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第５条第４項並びに第６条第２項及び第３項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする

第12条の６第２項第２号	定年前再任用短時間勤務職員	任期付職員条例第２条の３各項の規定により任期を定めて採用された職員等（以下「任期付短時間勤務職員」という。）
第13条の７第１項、第13条の８第１項並びに第15条第２項及び第３項	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
第15条第３項及び第16条第３項第１号ただし書	職員勤務時間条例	任期付職員条例第９条の規定により読み替えられた職員勤務時間条例
	県立学校職員勤務時間等条例	任期付職員条例第11条の規定により読み替えられた県立学校職員勤務時間等条例
第23条の２（見出しを含む。）	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
	第５条第３項及び第４項、第６条、第９条の２	第９条の２
	第13条の２	第12条の７、第13条の２
	並びに	及び

第８条　第２条の３各項の規定により任期を定めて採用された企業職員に対する企業局給与条例第18条の２及び病院事業局給与条例第23条の規定の適用については、これらの規定中「育児休業法第18条第１項の規定により」とあるのは、「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年３月県条例第６号）第２条の３各項の規定により任期を定めて」とする。

（任期付短時間勤務職員に対する職員の勤務時間に関する条例の特例）

第９条　任期付短時間勤務職員に対する職員の勤務時間に関する条例（昭和26年10月県条例第44号）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２条第２項	法第22条の４第１項又は第22条の５第１項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員	一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年３月県条例第６号）第２条の３各項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員
	15時間30分から31時間まで	31時間まで

第２条第４項及び第５項並びに第５条	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

（任期付短時間勤務職員に対する職員休日休暇条例の特例）

第10条　任期付短時間勤務職員に対する職員休日休暇条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる職員休日休暇条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第４条第１項第１号	地方公務員法第22条の４第１項又は第22条の５第１項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員	一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年３月県条例第６号）第２条の３各項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員
第10条	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

（任期付短時間勤務職員に対する県立学校職員勤務時間等条例の特例）

第11条　任期付短時間勤務職員に対する県立学校職員勤務時間等条例の規定（市町村立学校職員勤務時間等条例第２条において準用する場合を含む。）の適用については、次の表の左欄に掲げる県立学校職員勤務時間等条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第３条第２項	地方公務員法第22条の４第１項又は第22条の５第１項の規定により採用された学校職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員	一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年３月県条例第６号）第２条の３各項の規定により任期を定めて採用された学校職員（以下「任期付短時間勤務職員
	15時間30分から31時間まで	31時間まで
第４条第１項及び第２項、第９条第１項第１号並びに第17条	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

（山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）

第２条　山形県職員等の育児休業等に関する条例（平成４年３月県条例第７号）の一部を次のように改正する。

第２条中第６号を第７号とし、第５号の次に次の１号を加える。

(6) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年３月県条例第６号）第２条の３第３項の規定により任期を定めて採用された職員等

第20条中「（平成16年３月県条例第６号）」を削る。

第27条の表中

「

第23条の２（見出しを含む。）	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

」を

「

第23条の２（見出しを含む。）	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
	第５条第３項及び第４項、第６条、第９条の２	第９条の２
	第13条の２	第12条の７、第13条の２
	並びに	及び

」に

改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和６年10月11日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

山形県条例第63号

山形県事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例

（山形県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第１条　山形県事務処理の特例に関する条例（平成11年12月県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項の表第15項事務の欄第７号中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同欄第８号中「第18条第24項第１号」を「第18条第38項第１号」に改め、同欄第９号中「第18条第24項第２号」を「第18条第38項第２号」に改める。

（山形県手数料条例の一部改正）

第２条　山形県手数料条例（平成12年３月県条例第８号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第351号の２中「第18条第４項」を「第18条第５項」に改め、同項第352号及び第352号の２中「第18条第20項」を「第18条第29項」に、「同条第16項」を「同条第20項」に改め、同項第353号及び第354号中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同項第354号の２中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同項第355号中「第18条第24項第１号」を「第18条第38項第１号」に改め、同項第384号の４ロ中「第18条第18項」を「第18条第22項」に改め、同号ハ中「第18条第21項」を「第18条第30項」に改め、同項第423号の14の表の付表第１中「第18条第18項」を「第18条第22項」に改める。

附　則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に

関する法律（令和６年法律第53号）附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

令和６年10月11日印刷　発行所　山　形　県　庁
令和６年10月11日発行　発行人　山　形　県

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。